選挙管理委員会委員が決まりました！

問 大崎町選挙管理委員会
☎476-1111（204）

大崎町選挙管理委員会委員の任期が10月28日で満了となり、新委員に次の方々が決まりました。これからの４年間、選挙の管理、執行、明るい選挙の推進のためにご尽力いただくこととなります。

また、10月29日に行われました委員会において委員長に北村厚義氏が互選されました。

任期は令和３年10月29日から令和７年10月28日までです。

委員長
北村　厚義

委　員
中村　文一

委　員
坂元　千津子

委　員
東口　猛

裁判員・検察審査員の候補者に通知が届きます

問 大崎町選挙管理委員会
☎476-1111（204）

「裁判員候補者」や「検察審査員候補者」は、選挙権を有する人（ただし、20歳未満を除く）の中から「くじ」で選ばれます。

令和３年度の候補者に選定された方へ11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」という封書が届きます。

国民が司法に参加する制度です。ぜひ、ご協力ください。

分からないことがありましたら、下記の窓口にお問合せください。

○ 裁判員　・・・鹿児島地方裁判所刑事部　裁判員係　電話099-222-7157

○ 検察審査員　・・・鹿児島検察審査会事務局　電話099-808-3719

裁判員制度

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度

検察審査会制度

検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを、国民の中から選ばれた検察審査員が審査する制度